

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2023 年 2 月 7 日

バリュエンスホールディングス株式会社

2023年2月7日

株式交換に係る事前開示事項

東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス28階
バリュエンスホールディングス株式会社
代表取締役 寄本 晋輔

バリュエンスホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）と株式会社米自動車（以下「米自動車」といいます。）は、2022年12月22日付で、当社を株式交換完全親会社とし、米自動車を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社と米自動車との間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

(1) 本株式交換の割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	米自動車 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	2,175
本株式交換により交付する 株式数	当社の普通株式：34,800株	

(注1) 株式の割当比率

米自動車普通株式1株に対して、当社の普通株式2,175株を割当交付します。ただし、効力発生日（2023年2月28日予定）の直前時点において当社が保有する米自動車普通株式については、本株式交換による株式の割当交付は行いません。

(注2) 本株式交換により交付する当社の普通株式数

本株式交換に際して、当社の普通株式34,800株を割当交付する予定です。当社が交付する株式については、新規の株式発行を行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる上記(1)に記載の株式の割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）の算定に当たって、公正性及び妥当性を確保するため、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、グローウィン・パートナーズ株式会社（代表者：佐野哲哉、住所：東京都千代田区

永田町 2-14-3 東急不動産赤坂ビル 8F。以下「グローウィン・パートナーズ」といいます。)を第三者算定機関として選定しました。

当社は、グローウィン・パートナーズから提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況・資産状況・将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で株式交換比率について協議・検討を重ねてきました。その結果、当社及び米自動車は、本株式交換比率はそれぞれの株主の皆さまにとって妥当であり、株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことにつき、合意いたしました。

なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

② 算定に関する事項

(i) 算定機関の名称及び両社との関係

グローウィン・パートナーズは、当社及び米自動車からは独立した算定機関であり、当社及び米自動車の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(ii) 算定の概要

当社の株式価値については、当社が東京証券取引所グロース市場に上場しており、また、市場株価は日々変動することから、一時点の株価終値だけではなく過去の平均株価も考慮するため、市場株価平均法（算定基準日は 2022 年 12 月 21 日とし、算定基準日までの直近 3 ヶ月間の各取引日の終値の単純平均値）により、1 株あたり 2,751 円を採用することにいたしました。なお、算定基準日の株価終値は 2,613 円です。

これに対し、非上場会社である米自動車の株式価値については、グローウィン・パートナーズに算定を依頼し、算定書に記載された算定結果のレンジ内(534 百万円～663 百万円)で、当事者間で慎重に協議の上、1 株あたり 6 百万円としました。

なお、グローウィン・パートナーズは、米自動車の株式価値の算定に際して、米自動車は非上場であり市場株価法は採用できず、その株式価値の源泉は将来の収益獲得能力にあることから、将来の事業活動の状況に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(DCF 法)を採用するとともに、比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を用いて株式価値の算定をしております。

算定の前提とした財務予測には、子会社化後に予測される米自動車の経営成績及び財政状態を用いており、大幅な増減益や資産、負債の金額が直近の財務諸表と比べて大きく異なることなどを見込んでいる事業年度はございません。

以上の算定結果を踏まえ、当社は本株式交換比率について検討し、交渉を行った結果、上記(1)に記載のとおり、米自動車の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 2,175 株を割当てることと決定いたしました。

なお、グローウィン・パートナーズは、米自動車の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報がすべて正確かつ完全なものであること、米自動車の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないこと、かつ、米自動車の将来の利益計画や財務予測が現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成されていることを前提としており、

独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

(3) 交換対価として当該種類の財産を選択した理由

当社及び米自動車は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である当社の普通株式を選択しました。

本株式交換において当社の普通株式を対価とすることにより、本株式交換による当社の普通株式の取得を通じて、本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受することができる一方、当社の普通株式は東京証券取引所グロース市場において取引が可能であり、本株式交換後、随時現金化の機会を確保できることから、当社の普通株式を本株式交換における交換対価とすることが適切と判断いたしました。

(4) 株式交換完全親会社となる当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により当社の増加する資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。

① 資本金の額

0 円

② 資本準備金の額

会社計算規則第 39 条の規定に従い当社が別途定める金額とする。

③ 利益準備金の額

0 円

かかる取り扱いは、当社の財務状況、資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討して法令の範囲内で決定されるものであり、相当であると判断しております。

3. 会社法第 768 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号イ）

米自動車の最終事業年度（2021 年 12 月 1 日から 2022 年 11 月 30 日）に係る計算書類等の内容については、別紙 2 をご参照ください。

5. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 3 号ハ、第 4 号イ）

(1) 米自動車

① 本株式交換契約の締結

米自動車は、2022 年 12 月 22 日付で、当社との間で本株式交換契約を締結することを決定し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記「1. 本株式交換契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）」に記載のとおりです。

(2) 当社

① 本株式交換契約の締結

当社は、2022 年 12 月 22 日開催の取締役会において、米自動車との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で本株式交換契約を締結しました。本株

式交換契約の概要は、上記「1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）」に記載のとおりです。

② 米自動車の普通株式に係る株式譲渡契約の締結

当社は、2022年12月22日開催の取締役会において、米自動車の普通株式84株の取得を行うことを決議し、同日付で、米自動車の株主である米武士氏との間で、当該株式取得に係る株式譲渡契約を締結し、2023年1月31日付で、米自動車の普通株式84株を取得いたしました。

③ ストックオプションとしての新株予約権の発行

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、ストックオプションとしての新株予約権の発行を行うことを決議し、同年12月23日付で、当該新株予約権の発行を行いました。

(新株予約権の発行の概要)

割当日	2022年12月23日
新株予約権の総数	530個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社の普通株式 53,000株
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個当たり303,400円（1株当たり3,034円）
払込金額	1個当たり135,600円（1株当たり1,356円）
割当先	当社の従業員 1名 50個 当社の子会社取締役 4名 80個 当社の子会社従業員 10名 400個

④ 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行

当社は、2022年11月25日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行を行うことを決議し、同年12月23日付で、当該新株式の発行を行いました。

(新株式の発行の概要)

払込期日	2022年12月23日
発行株式の種類及び数	当社の普通株式 52,400株
発行価額	1株につき2,774円
発行総額	145,357,600円
割当先	当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 4名 30,100株 当社の幹部従業員 10名 6,500株 当社子会社の取締役 4名 2,700株 当社子会社の幹部従業員 22名 13,100株

6. 本株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

バリュエンスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社米自動車（以下「乙」という。）は、2022年12月22日（以下「本契約締結日」という。）付けて、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部（甲の保有する乙の株式を除く。）を取得する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：バリュエンスホールディングス株式会社

住所：東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス28階

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社米自動車

住所：東京都港区東麻布一丁目10番13号東麻布アネックスビル1F

第3条（本株式交換に際して交付する株式及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その所有する乙の株式に代わり、その有する乙の株式の数の合計数に2,175を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主名簿に記載又は記録された株主（但し、甲を除く。）に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の普通株式2,175株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。

第4条（資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

0円

(2) 資本準備金の額

会社計算規則第39条の規定に従い甲が別途定める金額とする。

(3) 利益準備金の額

0円

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年2月28日とする。但し、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協

議の上、合意によりこれを変更することができる。

第6条（本契約の承認株主総会）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、株主総会において本契約の承認を得ることなく、本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求めるものとする。また、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する手續を行うものとする。また、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（会社財産の管理等）

乙は、本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理、運営を行い、本株式交換に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲及び乙が協議し合意の上、これを行うものとする。

第8条（本株式交換の効力）

1. 本株式交換は、甲と乙の株主が 2022 年 12 月 22 日付で締結した株式譲渡等に関する契約に基づき、甲が乙の発行済の普通株式 84 株を取得したことを条件として、その効力を生じるものとする。
2. 本契約は、第 6 条に定める甲の株主総会（必要な場合に限る。）及び乙の株主総会の承認が得られなかった場合、本株式交換の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合、又は次条に従い本株式交換を中止する場合若しくは本契約が解除された場合には、その効力を失う。

第9条（事情変更及び解除）

1. 本契約締結日以降効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合（第 8 条第 1 項に規定する株式譲渡等に関する契約に基づく株式取得が実施されない場合を含む。）には、甲及び乙は協議の上、本株式交換に関する条件を変更し、又は本株式交換を中止することができる。
2. 前項に掲げる場合には、甲は、本契約を解除することができる。

第10条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に関して定めのない事項その他本株式交換に必要な事項については、本株式交換の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、これを決定する。

本契約の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2022年12月22日

甲：東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス28階
バリュエンスホールディングス株式会社
代表取締役 寄本 晋輔



乙：東京都港区東麻布一丁目10番13号東麻布アネックスビル1F
株式会社米自動車
代表取締役 米 武士



別紙2 株式交換完全子会社の最終事業年度（2021年12月1日から2022年11月30日）
に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

第 10 期報告書

自 令和 3 年 12 月 1 日
至 令和 4 年 11 月 30 日

事 業 報 告
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

株式会社米自動車

事業報告

第10期（自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日）

1. 会社の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染状況に収束がみえないものの、行動制限などの規制が緩和され、経済活動に回復の兆しが見え始めましたが、その一方で、海外紛争の長期化や急激な円安進行による物価の高騰にともなう個人消費の低迷、世界的な半導体不足の問題等、景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

このような経済環境下、当事業年度は、売上高 1,212,250 千円（前事業年度比 16.9%増）、経常利益 3,530 千円（同 88.6%減）、当期純損失 8,367 千円（前事業年度は 23,195 千円の当期純利益）という結果になりました。

（2）設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

（3）資金調達の状況

当事業年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しており、増資等による資金調達はありません。

（4）財産及び損益の状況の推移

（単位：千円）

区分	第7期 (令和元年11月期)	第8期 (令和2年11月期)	第9期 (令和3年11月期)	第10期 (令和4年11月期) 当事業年度
売上高	409,675	679,844	1,036,984	1,212,250
経常利益	14,700	34,318	30,988	3,530
当期純利益 又は当期純損失(△)	12,000	26,403	23,195	△8,367
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	120,007円43銭	264,034円64銭	231,955円22銭	△83,674円23銭
総資産	201,540	334,402	469,194	792,810
純資産	20,729	47,133	70,328	61,961
1株当たり純資産額	207,298円87銭	471,333円51銭	703,288円73銭	619,614円50銭

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。また、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は銭未満を切り捨てて表示しております。

（5）対処すべき課題

特記すべき事項はありません。

(6) 主要な事業内容 (令和4年11月30日現在)

新車・中古車販売・買取、車検・点検・修理及び自動車分解整備、钣金塗装
任意保険・自賠責保険、レンタカー事業

(7) 主な事業所 (令和4年11月30日現在)

名称	所在地
本社 麻布ショールーム	東京都港区東麻布一丁目10番13号 東麻布アネックスビル1F
池袋整備工場	東京都豊島区池袋本町二丁目5番3号
多摩ショールーム 整備工場	東京都多摩市永山六丁目1番地13

(8) 従業員の状況 (令和4年11月30日現在)

人数	前事業年度末比
17名	2名増

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先 (令和4年11月30日現在)

(単位：千円)

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	198,000
株式会社みずほ銀行	81,985
多摩信用金庫	79,512
株式会社三井住友銀行	45,972
株式会社商工組合中央金庫	40,661
株式会社きらぼし銀行	24,000
株式会社日本政策金融公庫	21,459
株式会社徳島大正銀行	10,000

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 会社の株式に関する事項（令和4年11月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 400 株
- (2) 発行済株式の総数 100 株
- (3) 株主数 1 名
- (4) 大株主

株主名	持株数	出資比率
米 武士	100 株	100.0%

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和4年11月30日現在）

- (1) 取締役及び監査役の状況

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	米 武士	—
取締役	米 優和	—

- (2) 取締役の報酬等の総額

区分	支給人数	支給額
取締役	2 名	28,800 千円

貸借対照表

(令和4年11月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	690,525	流動負債	180,400
現金及び預金	119,717	買掛金	39,700
売掛金	97,440	短期借入金	68,416
貸倒引当金	△1,122	未払金	28,300
商品及び製品	401,141	未払費用	17,839
原材料	6,902	預り金	6,502
仕掛整備	1,553	未払法人税等	6,443
前渡金	23,100	賞与引当金	13,196
前払費用	12,183	固定負債	550,448
未収入金	19,694	長期借入金	433,173
立替金	5,250	長期未払金	108,918
仮払税金	4,664	資産除去債務	8,357
固定資産	102,285	負債の部 合計	730,849
有形固定資産	76,581	純資産の部	
建物	35,487	株主資本	61,961
建物附属設備	7,169	資本金	5,000
構築物	356	利益剰余金	56,961
車両運搬具	10,812	その他利益剰余金	56,961
工具器具備品	18,292	繰越利益剰余金	56,961
絵画	3,464	(うち当期純損失)	8,367
土地	999		
投資その他の資産	25,703		
出資金	110		
敷金	2,501		
リゾート会員権	14,173		
差入保証金	8,510		
リサイクル預託金	408	純資産の部 合計	61,961
資産の部 合計	792,810	負債及び純資産部 合計	792,810

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		1,212,250
売上原価		1,054,886
売上総利益		157,363
販売費及び一般管理費		173,078
営業損失		15,715
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	2	
雑収入	27,041	27,044
営業外費用		
支払利息割引料	7,798	7,798
経常利益		3,530
特別利益		
貸倒引当金戻入益	1,243	1,243
特別損失		
前期損益修正損	6,697	6,697
税引前当期純損失		1,923
法人税等		6,443
当期純損失		8,367

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本 準備金	その他資 本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利 益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	5,000	—	—	—	—	65,328	65,328	70,328	70,328
当期変動額						—	—	—	—
当期純利益						△8,367	△8,367	△8,367	△8,367
新株の発行						—	—	—	—
剰余金の配当						—	—	—	—
利益準備金の積立						—	—	—	—
当期変動額合計						△8,367	△8,367	△8,367	△8,367
当期末残高	5,000	—	—	—	—	56,961	56,961	61,961	61,961

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(自 令和3年12月1日 至 令和4年11月30日)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

棚卸方法 実地棚卸

評価基準 最終仕入原価法

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行株式数の数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	100	—	—	100

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。